

じんけん かか おも そうだん まどぐち
人権に関わる主な相談窓口

【人権ホットライン】人権に関わるさまざまな相談に対応します

県人権啓発センター ☎073-421-7830 FAX073-435-5421
 相談日=月～金曜9:00～16:00 ビッグ愛(注1)2階

人権全般・ 同和問題(部落差別)	県庁人権局 ☎073-441-2563 FAX073-433-4540 相談日=月～金曜9:00～17:45
	振興局総務県民課 相談日=月～金曜9:00～17:45 【弁護士による法律相談】県人権啓発センター ☎073-435-5420 FAX073-435-5421 相談日=偶数月:第2・4木曜、奇数月:第2土曜・第4木曜 いずれも13:00～16:00(振興局からのオンライン相談も可)
子供・若者	【児童相談所無料ダイヤル】 虐待対応☎189 相談専用 ☎0120-189-783(いずれも24時間対応)
	【児童相談所】相談日=月～金曜9:00～17:45 県子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所) ☎073-445-5312 FAX073-445-3770 和歌山市毛見1437-218
	県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588 FAX0739-22-1917 田辺市新庄町3353-9
	県紀南児童相談所新宮分室 ☎0735-21-9634 FAX0735-21-9648 新宮市緑ヶ丘2-4-8
	和歌山児童家庭支援センターきずな ☎073-460-8044 FAX073-460-8480 和歌山市つつじが丘7-2-1 相談日=【電話】月～金曜9:00～18:00 【面接】月～金曜9:00～17:00(要予約)
	県教育庁教育相談 【教育相談電話】☎073-422-7000 ☎0739-23-1988 相談日=月～金曜9:00～12:00/13:00～17:00
	【子供SOSダイヤル】☎073-422-9961(24時間対応)
	【県警察本部ヤングテレホン・いじめ110番】☎073-425-7867 相談日=月～金曜9:00～17:45※夜間・土日祝は当直
	若者総合相談 With You(ウィズ・ユー) 【電話】☎(わかやま)073-428-0874 ☎(きのかわ)0736-32-0874 ☎(南紀)0739-24-0874 相談日=月～金曜10:00～17:00
	【メール】https://with-you-wakayama.jp
心の健康	県精神保健福祉センター FAX073-435-5193 【こころの電話】☎073-435-5192 相談日=月～金曜9:30～12:00/13:00～16:00 【自殺防止相談 はあとライン】 ☎0570-064-556(24時間対応)
	【ひきこもり相談 いっぽライン】☎073-424-1713 相談日=月～金曜9:00～17:45 ビッグ愛(注1)2階
AIDS HIV	【エイズ夜間電話相談】☎073-474-3222 相談日=火曜19:00～21:00
旧優生保護法 ハンセン病	健康推進課 FAX073-428-2325 【ハンセン病】☎073-441-2643 【旧優生保護法】☎073-441-2642 相談日=月～金曜9:00～17:45
長期療養児 難病患者	県難病・子ども保健相談支援センター ☎073-445-0520 FAX073-445-0603 相談日=月～金曜9:00～17:45 和歌山市紀三井寺811-1 県立医大病院3階
認知症	認知症のひとと家族の会和歌山県支部 ☎0120-783-007 ☎073-432-7660 FAX073-432-7661 相談日=月～土曜10:00～15:00 和歌山市新堀東2-2-2(ほとと生活館しんぼり内) ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。

※面接相談、弁護士相談は事前予約が必要です。※相談日については、祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なります。詳しくはお問い合わせください。
 (注1)和歌山ビッグ愛：和歌山市手平2-1-2 (注2)市町村が設置する高齢者の生活を支援する総合窓口

外国人の生活	県国際交流センター ☎073-435-5240 FAX073-435-5243 【英語】相談日=月・火・木・金・土・日曜10:00～17:00 【中国語】相談日=月・木・土曜10:00～16:00 【フィリピン語】相談日=月・木・土曜10:00～16:00 【ベトナム語】相談日=木・日曜10:00～16:00 (要予約)ビッグ愛(注1)8階
男性・女性(DV・性暴力)その他の悩み	県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-0793 FAX073-447-1587 相談日=【電話】9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜9:00～17:45(要予約) ※原則女性のみ/振興局健康福祉部でも受付
	紀南DVセンター ☎0739-24-3322(24時間対応)
	性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」 ☎073-444-0099 ※女性のみ 相談日=【電話】24時間(22:00～翌9:00はコールセンター対応) 【面接】9:00～17:45(要予約)
	県男女共同参画センター“りいぶる”☎073-435-5246 FAX073-435-5247 ビッグ愛(注1)9階 ※面接は要予約 【総合相談/男女とも】 相談日=【電話】火～日曜9:00～20:00(日曜は16:30まで) 【面接/女性のみ】火～日曜9:00～16:30(日曜は15:00まで) 【カウンセリング(電話・面接)/女性のみ】 相談日=第2・4金曜 13:00～15:40 【法律相談(面接)/女性のみ】相談日=不定期13:00～14:50 【男性相談(電話)/男性のみ】相談日=第2水曜16:00～19:30
不妊の悩み	【保健師による電話・メール相談】 相談日=【電話】月～金曜9:00～17:45 岩出保健所 ☎0736-61-0049 FAX0736-62-8720 湯浅保健所 ☎0737-64-1294 FAX0737-64-1290 田辺保健所 ☎0739-26-7952 FAX0739-26-7935 【メール】e0412004@pref.wakayama.lg.jp 【医師による面接相談(要予約:上記保健所)】
	【障害者権利擁護相談(弁護士相談)】 和歌山弁護士会 ☎073-422-4803 FAX073-436-5322 相談日=11月18日、12月2日、1月20日、2月3日 和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館 新宮保健所 相談日=1月25日 橋本保健所 相談日=2月15日 田辺保健所 相談日=11月17日 ※各日とも13:00～14:30(要予約)
障害のある人	県発達障害者支援センター ポラリス ☎073-413-3200 FAX073-413-3020 相談日=月～金曜10:00～12:00/13:00～16:00(水曜の午前中を除く) 和歌山市葵町3番25号
成年後見	県成年後見支援センター ☎073-435-5248 FAX073-435-5221 相談日=月～金曜 9:00～17:30 ビッグ愛(注1)7階 県社会福祉協議会内 ※地域包括支援センター(注2)でも受け付けています。
労働	県労働相談室 ☎073-436-0735 和歌山市北出島1-5-46 相談日=火～金曜16:00～20:00 土・日曜10:00～16:00 県労働委員会(要予約) ☎073-441-3781 FAX073-423-3012 相談日=第1・3水曜13:00～15:00
犯罪被害者	県民生活課 ☎073-441-2350 FAX073-433-1771 相談日=月～金曜9:00～17:45 (公社)紀の国被害者支援センター ☎073-427-1000 FAX073-488-6219 相談日=月～金曜10:00～16:00、土曜13:00～16:00
警察安全	県警察本部広報県民課 【犯罪被害・犯罪の未然防止・地域の安全と平穏に関する相談】 #9110(プッシュ回線・携帯電話等) ☎073-432-0110 ※緊急を要する場合は110番(24時間対応)
性的少数者	県男女共同参画センター“りいぶる”【電話・面接】 ☎073-435-5246 FAX073-435-5247 相談日=第1または第2土曜日14:00～18:00(要予約)

パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか？

配偶者からの暴力だけでなく、中学・高校生を含む若い世代の恋人の間で、相手を束縛するなどの「アートのDV」も問題となっています。家族だから、恋人だからと暴力をふるわれていい訳はありません。被害を受けているあなたは決して悪くはありません。一人で我慢せず、専門機関へ相談してください。

県子ども・女性・障害者相談センター
☎073-445-0793 FAX073-447-1587

県男女共同参画センター“りいぶる”
☎073-435-5246 FAX073-435-5247
(相談室・相談受付専用)

性暴力の専門相談窓口があります。

望まない性的な行為は、性暴力にあたります。特に近年、10～20代の若年層に対する性暴力の手法が巧妙化しています。成人年齢の引き下げに伴い、アダルトビデオ出演強要や性的行為を要求されるJKビジネスなどの被害者がさらに増加するような事態は避けなければなりません。

県では、性暴力の被害者に対し、医療やカウンセリング、法律相談のコーディネートなど、総合的な支援を行っています。被害者本人だけでなく、被害者から相談を受けた方もご相談いただけます。

望まない性的な行為は、性暴力にあたります。特に近年、10～20代の若年層に対する性暴力の手法が巧妙化しています。成人年齢の引き下げに伴い、アダルトビデオ出演強要や性的行為を要求されるJKビジネスなどの被害者がさらに増加するような事態は避けなければなりません。

県では、性暴力の被害者に対し、医療やカウンセリング、法律相談のコーディネートなど、総合的な支援を行っています。被害者本人だけでなく、被害者から相談を受けた方もご相談いただけます。

わかやまmine(県立医大病院内)
電話相談 24時間365日
☎073-444-0099(オーエンキューキュー)
(22:00～翌9:00・年末年始はコールセンター対応)
面接相談 9:00～17:45(要予約)

LGBTとは？

Lesbian レズビアン	女性の同性愛者
Gay ゲイ	男性の同性愛者
Bisexual バイセクシュアル	両性愛者
Transgender トランスジェンダー	身体の性と心の性が一致しない人

上記以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。詳しくはこちら▲

県男女共同参画センター“りいぶる”
電話相談・面接相談 第1または第2土曜日
14:00～18:00(要予約)
☎073-435-5246 FAX073-435-5247

それって愛ですか？

配偶者等からの暴力の根絶

男女間の暴力は重大な人権侵害です。暴力の背景には、社会的地位や経済力の格差といった男女の置かれている構造的な問題が存在しています。加害者に対する恐怖心に加え、暴力を自分への愛情と思い込むなど、被害者の複雑な心理状況から、暴力が潜在化し、被害が深刻化する傾向があります。

現代では、インターネットなどのメディアから発信される情報によって、過度な性的表現や暴力を助長・連想させるような表現に触れる機会も増加しています。一人ひとりが「男女間の暴力を許さない」ことを心がけ、社会全体で解決すべき問題だという意識を持つことが大切です。

これらはすべて「暴力」です

身体的暴力
殴る・蹴る

精神的暴力
人格を否定する暴言・脅迫

性的暴力
性行為の強要、避妊に協力しない

その他の暴力
生活費を渡さない、仕事に就くことを許さない

多様な性の在り方を知り、差別や偏見をなくそう

LGBT(性的少数者を表す総称の一つ)の人々の中には、周囲の差別的な言葉や無意識な思い込みによる発言などに苦しみを感じている人がいます。

性的少数者は、さまざまな調査により、人口の3～10%と推定されています。皆さんの身近にも、性的少数者やその家族、友人がいるかもしれません。一人ひとりが多様な性への理解を深め、性的少数者に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きていける社会をつくりましょう。

県では、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、性的少数者に対する理解の促進や、行政サービス等における不利益や不都合な取り扱いの解消に取り組んでいます。